

二戸市市内県立高等学校通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、二戸市内の県立高等学校へ通学する生徒の保護者等に対し、通学費にかかる経済的負担の軽減を行うことにより、二戸市内の県立高等学校の生徒の確保を図るため、予算の範囲内で通学に要する費用の一部を補助することについて、二戸市補助金交付規則（平成18年二戸市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、市内の県立高等学校（以下「学校」という。）に通学する生徒の保護者等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、学校に通学するため、次の各号のいずれかに該当する額とする。

(1) 自宅から学校までに鉄道及び路線バスの交通機関（以下「鉄道等交通機関」という。）がある場合

ア 鉄道等交通機関から通学定期乗車券（以下「定期券」という。）を購入した額。ただし、新幹線の定期券購入額については、同区間におけるI G Rいわて銀河鉄道、青い森鉄道及び在来線の定期券購入額に置き換え算出した額とする。

なお、定期券は、生徒が自宅から学校まで通学するために、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法によるものとする。

イ 定期券を購入した場合において、自宅から利用する鉄道等交通機関までの距離が6 km以上ある場合は別表の額

ウ 定期券を購入しない場合において、自宅から利用可能な鉄道等交通機関までの距離が6 km以上ある場合は別表の額

(2) 自宅から学校までに鉄道等交通機関がない場合

自宅から通学する学校までの距離が6 km以上ある場合は別表の額

(3) 下宿をする場合

生徒一人につき、月額10,000円

2 前項に定める補助対象経費のうち、他の制度等により同様の支援を受ける経費（定期券購入時の学生割引を除く。）は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号により算出された合計額とする。

(1) 定期券を購入した額の2分の1（100円未満切捨て）

(2) 別表の額の2分の1

(3) 下宿する場合、前条第1項第3号の額

2 紛失等により既に補助金の交付を受けた期間と重複する定期券を購入した場合にあっては、当該重複分の購入費用は、補助金の交付対象としない。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、二戸市市内県立高等学校通学費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を学校を通じて市長に提出しなければならない。

2 定期券を購入した場合は、定期券を購入した日が属する年度内に、その定期券の写しを申請書に添付して申請しなければならない。

3 別表に係る申請をする場合は、通学経路略図（様式第2号）を申請書に添えて提出しなければならない。

4 第3条第1項第1号ウ及び同項第2号並びに第3号にかかる申請は、申請期間が到来した後からできるものとする。なお、申請期間は当該年度内に限る。

5 前項において、1回に申請できる月数は3か月までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、二戸市市内県立高等学校通学費補助金交付決定(却下)通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、次の各号に掲げる交付決定時期に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに補助金を交付する。

(1) 4月から6月までの受付分 7月末日

(2) 7月から9月までの受付分 10月末日

(3) 10月から12月までの受付分 翌年1月末日

(4) 1月から3月までの受付分 4月末日

(補助金の取消し及び返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 通学方法の変更その他の交付要件の変更により、市長が補助金を返還させることが適当と認めるとき。

(2) 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けた場合

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

距離	月額
6km 以上 10km 未満	2,000 円
10km 以上 14km 未満	3,000 円
14km 以上 18km 未満	4,000 円
18km 以上	5,000 円